

## 4月定例教育委員会の日程について

日時 4月30日 午前9時30分～  
場所 日和佐公民館3階会議室

## 町内事業主のみなさん、広報みなみで求人募集をしませんか

広報みなみでは、町内雇用及び地域経済の活性化を図ることを目的に、町内事業所の求人案内を掲載します。なお、掲載は無料ですが、政治活動、宗教活動、個人の宣伝に係るものなどは掲載できません。求人案内の掲載を希望する事業主の方は、「広報みなみ求人案内掲載申込書」を提出してください。

申し込み・お問い合わせ先  
役場総務企画課 広報係  
☎ 77-3611

## 美波町鳥獣侵入防止柵等設置支援事業

有害鳥獣からの農林産物被害の防止・軽減を目的とし、新たに侵入防止柵を自力施工にて設置する場合には、その資材費を、予算の範囲内で助成いたします。助成対象 町内に住所を有し、農業又は林業に従事し収益を得ている者が自力施工にて設置を行う場合

補助額 侵入防止柵にかかる資材費の2分の1以内  
申請書に必要なもの 申請書・見積書・カタログ・図面・設計書及び利用目的が分かる書類

※助成対象(件数)は、1軒から可能ですのでお気軽にお問い合わせください。  
※予算の都合上、要望がそのまま決定ではありませんので、ご留意ください。

※申請書は、役場産業振興課にごさいますので、窓口までお越しください。  
お問い合わせ先  
役場産業振興課 ☎ 77-3617

## 農業者年金でゆとりある老後を!

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金(基礎年金)に上乗せした公的な年金制度です。農業従事者なら誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金の第一号被保険者であって年間60日以上農業に従事する方であれば誰でも加入できます。  
積立方式で安全な財政運営です。積立方式で年々金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。保険料は自由を選択できます。月額2万円から6万7千円

(いつでも変更もできます)までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。また一定の要件を満たせば保険料の国庫助成を受けられます。  
税制面でも大きな優遇があります。

保険料は最大80万4千円の社会保険控除(収めた保険料の15から30%程度の節税)で、支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。  
80歳までの保証がついた終身年金です。

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

お問い合わせ先  
美波町農業委員会  
☎ 77-3617

## 南部地域政策総合会議委員を募集します

南部総合県民局では、地域住民との意見交換を通じて連携を強化し、地域の目線に立った政策の立案や地域のニーズを反映した事業を推進するため、地域住民代表との意見交換の場として、「南部地域政策総合会議」

を開催しています。つきましては、南部圏域に住まいの皆様のご意見を県の施策に反映させるため、委員を募集しています。

公募委員数 3名程度とします。  
任期 平成27年5月17日から平成29年5月16日とします。  
応募資格 県南部圏域(阿南市、那賀郡及び海部郡内に居住する満20歳(募集年の4月1日現在)以上の方で、年数回程度開催される会議に出席できる方。ただし、次に掲げる方を除く。

(1) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員  
(2) 常勤の国家公務員及び地方公務員

応募方法  
(1) 次の事項を明記した応募用紙(様式自由)  
住所、氏名、生年月日、年齢、性別、連絡先(電話番号)、電子メールアドレス、職業、応募の動機、主な経歴等(他の委員等の活動経験、その他の活動経験)を明記した用紙

(2) 「新しい県南を創るために私たちができること」をテーマとした作文(八百字程度)以上2点を、郵便、持参、電子メール、FAXなどの方法でお送りください。なお、

御提出していただいたものはお返しできませんので、予め御了承ください。  
募集期限 4月20日 まで(当日消印有効)

選考方法 別途定める南部地域政策総合会議公募委員選考要領に基づき、書類選考します。  
選考結果の通知 選考委員会で決定後、速やかに応募者にお知らせします。

応募及び問い合わせ先  
〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1  
徳島県南部総合県民局 経営企画部(美波) 政策企画担当  
☎ 0884-74-7330  
FAX 0884-74-7337  
e-mail: nanbu\_k\_m@pref.tokushima.lg.jp

## 憲法週間行事としての無料法律相談

開催日時 5月14日 午前9時30分から午後3時30分まで  
場所 徳島地方・家庭裁判所(徳島市徳島町1丁目5番地)  
相談担当者

(1) 弁護士(徳島弁護士会に派遣依頼、午前5名・午後5名で相談時間は1人あたり30分厳守とする)  
(2) 受付 徳島地方・家庭裁判所の総務課職員